

北部市場エコ化対策推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 川崎市中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）におけるエコ化対策等を検討するため、北部市場エコ化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) エコ化対策に関すること。
- (2) 廃棄物の適正処理に関すること。
- (3) その他、必要な事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、毎年度、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

(関係者の出席)

第5条 委員会において、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(召集)

第6条 委員会は、必要のある場合に委員長が召集する。

2 委員長は、その会議の議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事務局)

第8条 委員会に関する庶務は、経済労働局北部市場管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年3月16日から施行する。
- 2 北部市場廃棄物適正処理検討委員会設置要綱（平成23年5月23日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

<別表>

区 分	役職名
委 員	東一川崎中央青果株式会社 代表取締役社長
委 員	横浜丸魚株式会社川崎北部支社 川崎北部支社長
委 員	横浜魚類株式会社川崎北部支社 支社長
委 員	川崎花卉園芸株式会社 代表取締役
委 員	川崎北部青果仲卸協同組合 理事長
委 員	川崎北部市場水産仲卸協同組合 理事長
委 員	川崎市中央卸売北部市場商業協同組合 理事長
委 員	川崎市中央卸売市場 北部市場長